

令和8年2月16日(月)16時 第3回公契約審議会 議事要旨

傍聴者7名許可を受けて入場。

事務局：議題1「公契約条例に関する事業者アンケートの集計結果について」説明

委員：問3-3の職種別の労働報酬下限額を定めるとしたらどのような職種を設定すべきだと考えるかという質問に対し、栄養士、保育士、介護職等の職種が挙げられている。審議会として職種別報酬の労働報酬下限額の設定については十分な議論がされていないため、引き続き来年度以降の検討課題にすべきと考える。

事務局：これらの職種は、職種別の労働報酬下限額を定めている自治体でも例示されているものである。定めるとしたらという前提で必要となる職種を回答いただいたものだが、区として職種別報酬を定めるかどうかは、また別の議論が必要だと考えている。

委員：問5の公契約条例の適用範囲について、対象を減らすべきと回答された中に、決められた管理料の中で人件費が6%から8%も上げられたら事業者がやっていけないとの意見があった。物価や人件費の高騰に応じたスライドが行われていないため、こうした回答が出てきているのではないかと。

事務局：公契約条例の適用範囲は、平成30年度の制定以降変わらず運用してきたが、物価や人件費の高騰により、対象となる案件が増加している。このため、事務負担が大きくなってきており、対象となる金額の基準を引き上げる必要があるという意見もある。また、委員が言及した自由意見について、人件費に関しては労働報酬下限額が上げれば区がその分予算措置をしており、6%から8%上昇したとしてもその分の予算は取られている。

委員：人件費は措置しているとしても、事務作業が増えることの負担が指定管理の管理料に反映されていないことが問題なのではないか。このような事業者の視点からの意見が寄せられている以上、他の関係する審議会にも伝え、解決する必要があると考える。

事務局：指定管理の管理料については、毎年度、指定管理者と所管との間で、人件費も含め一定の調整がされている。入札で行う委託業務の場合は、物価上昇を考慮した金額で入札してもらいが、労働報酬下限額の引き上げに伴う人件費の不足分については適切に措置し、一定期間業務を継続できるようにしている。もしその委託料で業務を維持できないという場合は、改めて入札で事業者を募集することになる。

委員：確かに予算は取られているかもしれないが、それについて関係部署や関係団体に通知しているかというところが問題である。実際に委託され業務を行っている我々が、その関係部署や関係団体に金額を上げてくださいと話をしても、そういう話は聞いていないからできないと言われてしまう。目黒区として予算が措置されているのであれば、それを関係部署や関係団体に対してしっかり通知してもらいたい。

事務局：上昇した労働報酬下限額を考慮した予算が各所管で措置され、その単価に基づいて受託者から見積もりを取得し、それが翌年度の契約に繋がっている。区としては労働台帳等を通して一定の人件費が支払われていることを確認しているが、委員の指摘にあったように、実際にそのような手続きが行われていないケースがあるのであれば、具体的な契約件名等を教えていただき、実情を確認させていただきたい。

委員：労働者の立場から見れば、事業者の状況によって自分たちの賃金が適切に支払われるのかという不安がある。契約において人件費が上がっていても、それが労働者に反映されていないケースもある。事務費が増える中で賃金も上げるのが難しい場合、企業によっては人件費が十分に支払われない可能性があるのではないかと。賃金が適切に支払われているかを確認するために、労働者に対する匿名のアンケートを行う必要があると考える。

事務局：労働者向けのアンケートについては、今年度は実施に至らなかったが、次年度以降

意見をいただきながら検討していきたい。労働者への制度の周知については、今年度の第1回、第2回審議会での各委員からの意見を反映し、アンケート内容を改善してきた。アンケートの結果、周知が不足していると区では認識し、労働報酬下限額が支払われていない場合に申し出が可能であるという点にフォーカスを当てたチラシを作成した。

委員：公契約条例の効果に関する問6では、人材確保が十分にできる金額になっていなかったというアンケート結果になったという説明があったが、労働者が必要とする賃金にはまだ追いついていないと感じる。労働者の賃金上昇に関する問4-1の結果を見ると、特に工事請負に関しては賃金の上昇がうまく進んでおらず、業務委託や指定管理に比べて賃金上昇率が低い状況である。これは、見習い・手元等の労働者や年金等の受給のために賃金を調整している労働者の労働報酬下限額が軽作業員の70%になっていることも関係しているのではないか。昨年12月に施行された改正第三次担い手3法により、軽作業員の70%という賃金が著しく低い労務費として調査対象になる可能性がある。世田谷区では、軽作業員の70%としていたところを80%に引き上げる動きがあり、他区では軽作業員という括りを取り払うという動きがあることから、早急な制度変更が求められる。

事務局：説明が少し誤解を招いたようだが、問6の人材確保の面について、現在の区の労働報酬下限額では優れた人材の確保に繋がっていないという趣旨の発言ではない。報酬が低いから高度な人材は確保できないという回答がある一方で、そもそも今は労働報酬下限額を下回ることではない、金額だけで良い人材が集まってくるわけではないし報酬だけで勤めてくれているわけでもない、というような意見もあったため、労働報酬下限額が必ずしも優れた人材の確保に直結しているわけではないという趣旨で説明させていただいた。

問4-1について、業務委託と指定管理については、多くが賃金を引き上げたという回答であった一方、工事請負については半分以下の回答である。これは賃金の引き上げに繋がっていないということではなく、すでに労働報酬下限額を上回る金額で雇用されているため、賃金を引き上げた労働者がいなかったという事業者が過半数を超えているという意味合いである。

見習い等の労働者の労働報酬下限額を軽作業員の70%としている点については、課題として認識している。令和7年度において軽作業員の70%を時給にすると1,620円だが、この時給から手当等を含めた実際の報酬がいくらになっているかという点は把握できていないため、それが著しく低い労務費に当たるかどうかをすぐさま判断することはできないが、著しく低い労務費に当たるという状況があれば、軽作業員の70%という数字を見直していく必要があると考えている。

委員：問4-1について、工事請負において賃金を上げたという回答がもう少し多いと思っていた。上げたと回答した事業者が半分以下だったということは、やはり元々高い設定でないと仕事が成り立たないという実情があるのだろうなと感じた。

軽作業員の70%という論点については、他自治体の動向も見ながら決めていければよいと考える。

委員：アンケート結果や今の各委員の意見を踏まえた上で、今後の公契約条例の運用に生かしていただきたい。

事務局：議題2「令和8年度労働報酬下限額答申（案）について」事務局から説明

委員：答申案の冒頭の2行目に、「下記のとおり答申します」と記載があり、「記」として項番1から始まっているが、項番2の(1)で再び「下記のとおり」という記載があるため、これは「次のとおり」というようにすべきと考える。また、項番2の(1)で、アから始まる記載があり、アがあってイがある形式であれば問題ないが、アだけでは違和感があるため、後ほど事務局で調整してほしい。

また、項番 4 の (1) で、「これまでの検討課題等を累積した資料」との記載があるが、「累積」ではなく「整理」という表現にした方がよいのではないか。

事務局：東京都の中で公共工事の設計労務単価が設定されない職種が複数ある年度があり、昨年度はアとイという形で複数あった。今年度は 1 つしかないが、引き続きアという表現が残っていた。表現については、先ほどの委員からの指摘を含め適宜修正させていただく。

事務局：議題 3「令和 7 年度までの課題の検討状況と令和 8 年度以降の検討の方向性（案）」について事務局から説明

委員：職種別の労働報酬下限額の設定について、人材が不足している職種に関しては自ずと金額が高く設定されるという話があったが、例えば介護に関しては、目黒区内でも倒産している事業者があると聞いている。いきなりあらゆる職種別の金額を設定するのではなく、一部の人材不足が顕著な職種から設けるのがよいのではないか。審議会として職種別の下限額を設定しなくてもいいという結論は出ていないので、引き続き議題としていただきたい。

委員：会社が倒産してしまうのは、人件費の問題だけではなく、請負や補助金等の様々な問題があると思うが、その辺りを踏まえ一度職種別の労働報酬下限額を設定してみてもいいかもしれない。

事務局：仮に設けるとすれば、どういった職種で設定するのか、介護や保育といった人材不足の代表的な職種を公契約条例に落とし込んだ時に、公契約条例の対象となる職種に該当するかどうか、具体的な職種として設定する必要があるのかどうかというところは議論があってもよい。その結果として、一本化するより職種別の下限額を設定すべきという結論に至るのであれば、具体的な職種や金額を決めていく必要が出てくるため、その場合は審議会の中で議論を進めていきたい。

委員：職種別の労働報酬下限額については、区としては対応済という見解であったが、委員からはもう少し議論すべきだという意見が出た。様々な方向から検討していただき、今後の議題とするかどうかについて区の方にお預けしたい。

事務局：令和 8 年度の公契約審議会の日程について事務局から説明

委員：労働者側の委員として、開催の数日前に区から送られる審議会の資料を見た上で意見書を提出しているため、提出が直前になってしまう。事前にたたき台として議題等を教えてもらえれば早めに意見書を提出できるため、できればお願いしたい。また、区ウェブサイトにおける当審議会の議事録の公開について、時間が経ってから掲載されている。公契約条例に関心がある人も多いため、なるべく早めの公開をお願いしたい。さらに、議事録の公開に当たっては、我々委員が一度目を通してから掲載してもらいたいと考えているが、いかがか。

事務局：議事録の公開タイミングについては、改善を図っていきたいと考えているが、事務の都合もあるためご理解いただけると幸いである。議事録公開にあたってのプロセスとしては、昨年度審議会を公開で行うことを審議した際に、会長に内容を承認いただいた後に公開するという運用に決まったため、そのとおりに対応している。委員全員に確認をした上で公開するという形に運用を変えるということであれば、今後はそのように対応したい。

委員：会長と事務局のやり取りのみで構わないと考える。

委員：事務負担がそれほど増えないのであれば、メールだけでも委員全員に流してもらうことはできないか。

委員：その辺りはまた区の方で検討してほしい。

委員：以上をもって、第 3 回目黒区公契約審議会を終了する。